

○調整額について

1 退職手当の計算式

$$\text{退職手当} = \text{基本額} (\text{退職日の給料月額} \times \text{支給率}) + \text{調整額}$$

2 調整額の概要

基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分～第8号区分）に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうち、その額が多いものから60月分を合計した額。

（例）小学校教諭のうち、4年制大学卒業後の経験年数が28年を超える在職月数が60月以上であれば、2万5千円 × 60月 = 150万円となる。

【給料表別の退職手当調整額の適用区分（平成18年4月1日以降）】

調整額区分	調整月額 (単位：円)	給 料 表				
		小・中学校教育職	高等学校等教育職	行政職	医療(二)	技能職
第1号区分	50,000			9級		
第2号区分	45,850	4級 管理職手当16% (69,500円)	4級 管理職手当16% (72,800円)	8級		
第3号区分	41,700	4級 管理職手当14% (60,800円)	4級 管理職手当14% (63,700円)	7級	7級	
第4号区分	33,350	4級 管理職手当12% (52,100円) 3級 管理職手当12% (52,000円)	4級 管理職手当12% (54,600円) 3級 管理職手当12% (52,900円)	6級 (任用等級2等級の者に限る)	6級 (任用等級2等級の者に限る)	
第5号区分	25,000	3級 管理職手当10% (43,700円) 【特2級】 (4年制大学卒業後の経験年数が28年を超える者又は 在級年数が9年を超える者) 2級 (4年制大学卒業後の経験年数が28年を超える者 <教諭、養護教諭、栄養教諭に限る>)	3級 管理職手当10% (44,100円) 【特2級】 (4年制大学卒業後の経験年数が28年を超える者又は 在級年数が9年を超える者) 2級 (4年制大学卒業後の経験年数が28年を超える者 <教諭、養護教諭、栄養教諭に限る>)	6級 (第4号区分に掲げる者を除く) 5級	6級 (第4号区分に掲げる者を除く) 5級 (任命権者が定める者)	
第6号区分	20,850	【特2級】 2級 (4年制大学卒業後の経験年数が16年を超える者)	【特2級】 2級 (4年制大学卒業後の経験年数が16年を超える者)	4級	5級 (第5号区分に掲げる者を除く)	4級 (H19.4.1以降は3級に切替)
第7号区分	16,700	2級、1級 (4年制大学卒業後の経験年数が9年を超える者)	2級、1級 (4年制大学卒業後の経験年数が9年を超える者)	3級	4級、3級	3級
第8号区分	0	2級、1級 (4年制大学卒業後の経験年数が9年以下の者)	2級、1級 (4年制大学卒業後の経験年数が9年以下の者)	2級、1級	2級、1級	2級、1級

※ 短大卒業の場合、表中の経験年数は、それぞれ2年を加算します。

※ 平成19年4月から管理職手当が定額になっています。

3 条例改正による調整額の算定の変更について

※ 勤続期間が24年以下の場合、調整額は下表のとおりになります。

区 分		調 整 額	
		現 行	改正後
自己都合 退職以外	勤続5年以上24年以下	第7号区分は0円	全額加算
	勤続4年以下	調整額の2分の1を加算 (第7号区分は0円)	調整額の2分の1を加算 (第7号区分も2分の1を加算)
自己都合 退 職	勤続10年以上24年以下	調整額の2分の1を加算 (第7号区分は0円)	調整額の2分の1を加算 (第7号区分も2分の1を加算)
	勤続9年以下	加算なし	同 左

<例>

【退職区分】 自己都合退職、勤続20年

【調整額区分】 ①第6号区分=48月 ⇒ 20,850円 × 48月 = 1,000,800円

②第7号区分=12月 ⇒ 16,700円 × 12月 = 200,400円

調整額 …… (①1,000,800円 + ②200,400円) × 1/2 = **600,600円**